東洋史研究
第二十四卷 第四號 昭和四十一年三月發行

宋人の歴史意識

――「資治通鑑」の意義――

吉川幸次郎

一

十一世紀、北宋の中ごろ、司馬光によって著述された「資治通鑑」が、中國の書を讀む人によって、名著として尊重されつづけつつ、今に至っていることは、中國の書を讀む人である限り、周知のことである。しかしこの書の出現が、中國の知識人の知識の性格を變革したということは、必ずしも人人の注意に上っていないかも知れない。この書の出現するまでは、自國の歴史の全貌をふりかえる便宜を、中國人は久しく失っていた。それがこの書によって新らしく機會を與えられたのである。また機會を與えられたことは、更に發展して、この書を讀むこと、あるいはこの書の記載する如き過去の歴史の全貌を知悉し記憶することが、以後の知識人の責務となり、資格となるに至る。中國の歴史學の歴史については、わが内藤虎次郎博士の「中國史學史」があるほか、多くの書があるが、いずれかといえば、いかなる歴史書がいかに著述されたかという、著者のがわからの歴史である。私はむしろ讀者のがわからする歴史に着目したいのである。

過去の人間の事實への知識を、人間の倫理の基本として尊重することは、中國の文明の早くからもつ態度であった。「六經」もしくは「五經」、すなわち六古典もしくは五古典は、永遠不變の「道理」を記載する書であると共に、「道理」の完全に存在した時代は、二帝三王の古代にあるという信仰が成立するとともに、それらの時代の歴史事實、あるいはそう意識されるものの記載として、キリスト紀元前の前漢の時代までに結集され、以後長く民族必讀の書となって、前世紀に至った。そのことを私が述べたものとしては、「支那人の古典とその生活」參照。ついで司馬遷の「史記」が、二帝三王以後、彼みずからの時代である前二世紀漢の武帝の時代までの歴史を結集したのが、「五經」につぐ必讀の書となったのも、おそらくはキリスト紀元をわずかにすぎた後漢の時代にはじまって、最近に至る。つまり「五經」と「史記」、この二つはいつの時代でも、それを讀むのが知識人の責務であり、資格であり、したがってその記載する歴史事實、もしくは歴史事實として記載されているものは、知識人必須の知識でありつづけた。

著述の生産の面からいえば、「史記」以後も、班固の「漢書」、何種かの「後漢書」をはじめ、多くの歴史書が間斷なく書きつづけられている。三四世紀の歴史を記した「晉書」が、その列傳の五十二に、陳壽、王長文、虞溥、司馬彪、王隱、虞預、孫盛、干寶、鄧粲、謝沈、習鑿齒、徐廣の十二人を、彙めて一卷とするのは、獨立して一範疇を作るほど、この時期に歴史家のむれが、輩出したのを示そうとしてである。晉以後の各王朝の歴史も、官撰あるいは私撰の形で堆積されつづけ、七世紀初、唐の初期、すでに相當の量に達したことは、當時の書籍目錄「隋書經籍志」の示すごとくである。

二

問題は、一般の知識人は、それらの歴史書を、どれだけ目にし得たかということである。あるいは知識人のどれだけが、それらの歴史書を見得たかということである。私の問題は、あくまでも一般の知識人にある。唐以前の一般の知識人は、そもそも多くの書物を讀む便宜に甚だ乏しかったと想像される。われわれは古い時代ほど、今は失われた書物が存在

したゆえに、人人みな博學であったと輕率に考えがちであるとすれば、それは錯覺である。

まず唐以前の書物はすべて寫本であった。「五經」や「史記」のような第一級の古典は、寫本によっても、相當に流布したであろうが、それ以外の書物の流布は、きわめて限られた量であった。生產量に制限があるのみならず、價も相當であったであろう。

更にまた想起せねばならぬのは、それらの寫本はすべて卷子本、すなわち卷物の裝幀であったことである。「史記」百三十卷は、文字通り、百三十本の巨大な卷物であった。貯藏には、巨大な空間を要する。貯藏ばかりではない、閱覽にも空間がいる。方數十センチに縮印された「史記」の、ページを繰ることにのみなれたわれわれには、想像に困難な不便が、そこにあった。一卷の書を讀むならば、まだよい。數卷の書を彼此參照するとなれば、何反かの反物を一擧にひろげたのとおなじ空間がいる。私はかつて卷子本のままの形で覆製された「玉燭寶典」十一卷の解說を執筆し、不便を體驗した。

かく流布、貯藏、閱讀、みな困難をきわめた卷子寫本の時期において、多くの書を藏する場所を求めるならば、宮廷その他の官庫であったであろう。藤原佐世の「日本國現在書目錄」は、狩野直喜博士の「支那學文叢」に解說するように、宇多天皇の寬平年間、唐ではさいごの天子昭宗の時期、そのころの日本の宮廷文庫の漢籍目錄であって、その「正史家」の條には、「史記」、「漢書」、「後漢書」、およびその注釋、また後漢の史として、「東觀漢記」を列するほか、陳壽の「三國志」、唐太宗御撰の「晉書」、王隱の「晉書」、沈約の「宋書」、李百藥の「齊書」、沈約の「齊書」、魏澹の「後魏書」、顏師古の「隋書」、姚思廉の「陳書」、令狐德棻の「周書」を、錄する。しかし蕭子顯の「南齊書」、姚察の「梁書」、魏收の「魏書」などは、缺けている。日本の宮廷の文庫の收藏は、なまじっかな中國の地方廳の文庫よりも整備していたであろう。今世紀初、燉煌石室から發見されたおびただしい寫本群のなかに、「史記」「漢書」の殘卷はあっても、以後の歷史書はきわめて稀である。また日本の平安朝古寫本の現存するものが、當年の日本の藏書の比率を反映するとすれ

ば、これまた「史記」「漢書」の殘卷はあちこちにあっても、以後の「正史」は、某氏藏「晉書」、守屋氏藏「陳書」、大神神社藏「周書」の、いずれも殘卷を、數え得るにすぎない。

そうした狀態の中で、「史記」は別とし、以後は「漢書」、あるいはせいぜい「後漢書」「三國志」までが、私人の藏書であり、讀書であったであろう。もっとも職業的な專門家は、別である。唐の劉知幾の「史通」が七世紀において、杜佑の「通典」が八世紀において、それまでに出現した歷史書のおおむねを評論し、資料とするのは、いうまでもないとして、古書の注釋家、事典辭典の編集者も、それに屬する。五世紀、宋の裴松之の「三國志注」に引用する書のうち史部は一百四十二種、六世紀、梁の劉峻の「世說新語注」に引用する史部は二百八十八種と、清の沈家本は數え、七世紀唐初の李善の「文選注」に引用する史書の數も相當である。また事典すなわち「類書」についていえば、唐人の「藝文類聚」「初學記」、みな多くの史書を引き、更にまた十世紀宋初の「太平御覽」が、六世紀北齊の「修文殿御覽」にもとづくこと、近ごろ森鹿三博士の確認が、東方學報京都第三十六册に見える如くであるが、その引用する歷史書は更におびただしい。また唐の玄宗の天寶十載、七五一、に作られた孫愐の「唐韻」の序文が、この字書編集のために使用した資料として、史、漢、三國志、晉、宋、後魏、周、隋、陳、宋、兩齊書をいうのは、清の王鳴盛の「十七史商榷」の指摘する如くである。

三

しかし私がここにいうのは、それら諸種の職業的な專門家に關してのことではない。一般の知識人に關してのことである。王鳴盛の「十七史商榷」は、その卷九十九、「唐以前は、惟だ三史三國のみ」という條で、次のようにいう、

唐より以前、人間に通行する者は、惟だ馬と班と范の、史記と前後漢書の三史のみ。其の次は則ち三國志、若し晉書及び南北朝の各史のごときは、未まだ流布せざりし也。

自唐以前、唐より以前、といういい方は、唐をもその中にふくめ、六朝にさかのぼるであろうが、六朝末の事態について、王鳴盛のために一證をあげるならば、六世紀顔之推の「顔氏家訓」の「勉學」篇に、一つの挿話をのせる。北齊の魏收は、「博士」たちと、宮廷の宗廟の制度について會議を開き、「漢書」を論據としたところ、「博士」たちは、宗廟の制度を說くのは「禮」の「經」である、「漢書」などという歷史書が證據になるとは聞かないと、冷笑した。魏收は腹を立て、「漢書」の韋玄成の傳を、投げ與えた。「博士」たちははじめて見る「漢書」を、一ばんがかりで研究し、なるほどこの韋玄成という人物はなかなか學問ができると、翌朝あやまりに來たというのである。「博士」とは、當時の「經學」の專門的な技術家として、政府にいた人人であり、「六經」の解釋には精通していても、「漢書」はもはやその讀書でなかった。ちようど今の日本のある種の法律家が、「六法全書」の條文は暗記し、その解釋には精通していても、その他の本は何も讀まないのを、思わせる。思いあわせるのは、唐初に結集された「五經正義」であって、いずれも六朝の「經師」の討論の集積であること、拙著「國譯尙書正義」のはしがきを參照されたいが、「周易正義」をはじめ、いずれもあれほど詳しい論述を展開するなかに、引證するのは「經部」の書であり、歷史書をはじめ「經部」以外の書を引用することは、極度に稀である。まことに顔之推のまたいうように、「俗間の儒士は、群書に涉らず。經緯の外は、義疏のみ」である。なお顔之推はおなじく「勉學篇」に、若いころの友人であった梁の元帝が、十二歲のころから學をこのみ、毎日「史書」二十卷を、苦勞して讀みあげたという挿話をも記す。元帝は貴族の秀才であり、六朝の知識人の平均の狀態を示さないであろう。そうしてさきの北齊の「博士」の話は、歷史を知る意慾が、そもそも六朝人には乏しかったのを示している。その便宜が外的に乏しかったばかりでない。

四

以上のような六朝の狀態は、大たい唐の狀態でもあった。意慾の點では、變化が一部の知識人の間におこり、次の宋代

でその意慾が膨脹する前驅となるが、今はしばらくわざとそれに觸れないとすれば、史書を讀むことの不便さは、六朝と大差がない。

時代順にいって「晉書」から「隋書」まで、六朝時代各王朝の「正史」は、唐初七世紀の前半までに纂修をおえ、また六朝の通史としては、李延壽の「南史」「北史」のほか、「建康實錄」「高氏小史」などという書も、存在したはずである。しかし前にいったような少數の專門家は別として、一般の知識人にとっては、いずれも手のとどかぬ本であった。王鳴盛のいうように、「史記」と兩漢書は、讀まれた。しかし晉以後となると、逸話集「世說新語」による斷片的な知識が、おおむねでなかったか。ついでは「藝文類聚」「初學記」などの「類書」である。これらの「類書」を、今われわれは專ら事項を檢索する事典として使用するけれども、當時にあっては、史事についての知識を增すための、讀む本であったであろう。かつて初唐の文人楊炯の詩文を、學生諸君と共に讀み、その使用する「典故」が、「初學記」を檢すれば卽ち得、その範圍を出ることが少ないのに、憮然としたことがある。更に品下っては、挿話のいくつかを、いろは歌の如き形にまとめた「蒙求」の類が、他にも多くあったであろう。「蒙求」は、玄宗の天寶五年、七四六、に作られている。より進步した歷史教科書が輩出した後代では、存在の理由を失って、中國では亡び、日本にのみ傳わって、林述齋の「佚存叢書」に收められるというような仕儀となったが、唐の時代にあっては、單に「童蒙」の「求め」に應ずるだけでなかったであろう。

唐の知識人の代表となるのは、何といっても詩人たちであるが、彼等の文學には、右に述べた事態を反映すると思われる點がある。すなわち彼等の文學に使用する「典故」の範圍である。中國人の好む修辭として、過去の著名な事件を、眼前の事件の比喩もしくは對比として、あるいは單なる追憶の對象として、引用するのが、「典故」であるが、唐詩に現れる「典故」は、「六經」「史記」に見えるものが大多數であり、兩漢それに次ぎ、六朝人に關するものに至っては、「世說新語」に出るか、あるいは楊炯の場合のように、「類書」に出る知識が多いと、感ぜられる。大詩人李白といえども例外

でない。いまその詩集を精細に検討するいとまをもたないが、開巻第一の「古風」五十九首についていえば、「秦皇は六合を掃い、虎視何んぞ雄なる哉。刑徒七十萬、土を起こす驪山の隈。但だ見る三泉の下、金棺寒灰を葬る」。「齊に倜儻の生有り、魯連特に高妙」。「燕趙郭隗を延き、遂に築く黄金臺。劇辛方に趙より至り、鄒衍復た齊より來たる」。「殷后天紀を亂り、楚懐亦た已に昏なり。比干諫めて死し、屈平湘源に竄さる」。いずれも「史記」である。巻二十にまとめられた「懐古」の類を、詩題によって擧げれば、「西施」、「蘇臺覽古」、「越中覽古」、「商山四皓」、「四皓の墓を過ぐ」、「下邳の圯橋を經て張子房を憶う」、「蘇武」、みな「史記」もしくは「漢書」である。「鸚鵡洲を望んで禰衡を悲しむ」は、巻八の「諸葛武侯傳を讀みて懐を書す」という詩題と共に、「三國志」が李白の讀書の範圍にあったことを示すが、晉史への知識として、「峴山懐古」に山濤を思い、「王右軍」に王羲之を思うのは、「世說新語」が知識の源であったことを疑わせる。齊の謝朓に對する彼の嚮往は有名であり、集中あちこちの詩に見えるが、謝朓の詩作品に對する感動であっても、謝朓をとりまいてあった五世紀南齊の史事についての知識を保證しない。

例外がないでない。杜甫は、博覽の人としても、當時有數であったろうが、諸葛亮についての諸作のほか、しばらく隨意に「典故」ある句をつめば、「江上徒らに逢う袁紹の盃」は、後漢末三國の形勢について、「野は曠し呂蒙の營」は、三國の形勢について、「庾信の晩年は最も蕭瑟」は、南北朝末の形勢について、把握が深くなければ生まれない句であろうと、觀察する。

あるいは更なる例外を求めれば、九世紀晩唐の詩人李商隱がある。その詩は新傾向として、南北朝末の史事を好んで詠ずる。詩題だけを見ても、「南朝」、「讀任彥昇碑」、「齊宮詞」、「北齊」、「陳後宮」、「景陽宮井梧桐」、「隋宮守歲」、「隋師東」など。彼はまた、唐初に纂修された「隋書」が、その讀書の範圍にあることを、みずからいう。宣宗の大中六年、八五二ごろ、四川の梓州で、東蜀の節度使柳仲郢の幕僚であったとき、長官の柳が彼の詩に唱和してくれたものに對する禮狀、「河東公の和詩を謝する啓」がそれであって、大官が下僚の詩に和した先例として、「隋書」の楊素傳を引く。

某、嘗って隋書を讀み、楊越公は地は親賢に處り、才は文武を兼ぬるに、繡錦のうるはしきふみを舒ぶる毎に、必ず管絃に播せしが、當時之れと手を握りて情を言い、襟を披きて侶を得し者は、惟だ薛道衡一人のみなるを見る。

なお長官の柳仲郢も、好學の大官であって、藏書に富み、「魏晉及び南北朝の史を抄すること再」であったと、「新舊唐書」のその傳に見え、王鳴盛は「蓋し當時の罕なる所」とたたえている。

李商隱とおなじ傾向は、その僚友詩人溫庭筠にも見える。南朝の都建康の雜事を題材とした「雞鳴埭曲」、「雉場歌」、「蔣侯神歌」、「臺城曉朝曲」、「齊宮」、「陳宮詞」、晉の王敦の擧兵を材とした「湖陰詞」、晉の謝安を材とした「謝公墅歌」、梁の羊侃の妓を詠じ「事は具さに梁史に載す」との序を伴う「張靜婉采蓮曲」など、いずれも南朝史に對する興味と教養を示す。しかしこれら晩唐の才人たちの示す例外は、唐詩全體としては、要するに例外にすぎないであろう。

また唐の事態は當時の「科擧」試驗の制度が、詩賦による「進士」の課程のみを重んじ、史學を輕んじたこととも、相い因果しよう。「新唐書」の「選擧志」を讀むと、「一史」「三史」なる課程はあったけれども、一こう振わなかったらしく、穆宗の長慶三年、八二三、諫議大夫殷侑の上書をのせていう、

三史の書爲るや、善を勸めて惡を懲らすこと、六經に亞ぐに、比來は史學都べて廢し、身は班列に處るに、而かも朝廷の舊章を、能く知る莫き者有るに至る。

そこで「史科」と「三傳の科」が立てられたというが、かくいう殷侑も、史學の効用を、「朝廷の舊章」つまり有職故實を、政府の「班列に處る」官僚に教えるとするのは、唐人の史學に對する認識が、そそもも貧弱であり淺薄でありがちであったのを、物語るであろう。

五

事態は五代を經て宋に入ると、變化しはじめる。まず外的な便宜が變化しはじめる。印刷術が普及し、書物の流布が、

寫本よりも版本によることとなるからである。

印刷術は、宋にさきだって五代の頃にはじまり、まず儒家の經典が「九經」として刊行されているが、歴史書の刊行は、五代にその形迹がない。北宋になってから、政府の事業として始まる。その經過を知るのに便利なのは、南宋初の人、程俱の「麟臺故事」である。この書は、宋の朝廷が金軍に追われて、杭州に都を遷したばかりの紹興元年、一一三一、中書舍人の職にあった著者が、祖國右文の故事を新しい朝廷に忘れさせまいとして、書いたものであって、「四部叢刊續編」に景印本がある。歴史書刊行の事項を、「校讎」の章から拾えば、さいしょまず「史記」と「前後漢書」が、太宗の淳化五年、九九四、儒臣によって校定され、杭州で開版されている。杭州は印刷の便宜のよい土地なのであろう。ついで「三國志」と「晉書」と「唐書」とが、眞宗の咸平三年、一〇〇〇から、足かけ三年ごしで校定され、國子監によって開版された。「唐書」は劉昫の「舊唐書」である。ついでまた仁宗の天聖二年、一〇二四、「南北史」「隋書」校勘の勅令が下り、うち「隋書」は、その刊本の現存が、葉德輝の「書林清話」その他に見えるが、「南北史」が果して刊行されたか否かを知らぬ。更にまた「史記」と兩漢書とは、はじめの淳熙の版本に誤りがあるというので、眞宗の咸平から景德へかけて校定し直され、「前漢書」は更に、仁宗の景祐二年、一〇三五、版を新たにしたという。いま百衲本二十四史が景印するのは、すなわちこの景祐改刊の本である。またこれは「故事」には見えないが、眞宗の乾興元年、一〇二二には、孫奭の意見に從い、「後漢書」のあとに司馬彪の續志三十卷を刻し足すというような、こまかい仕事も行われたことが、中書門下から國子監への移牒を、百衲本がのせるのによって知られる。歐陽修と宋祁が、仁宗の嘉祐五年、一〇六〇に撰進した「新唐書」も、ただちに刊行を見たこと、吳縝の「新唐書糾謬」にいう如くであり、歐陽修私撰の「五代史記」は、身後に刊行されたと、晁公武の「郡齋讀書志」にいう。かくして殘るところは、中間南北朝の「宋書」その他となったが、それらも仁宗の末年、嘉祐年間、皇帝の發議により、儒臣曾鞏らによって校定刊行されたこと、「麟臺故事」のこれは「書籍」の章に見えるほか、曾鞏の「元豐類稿」卷十一に收める「南齊書」「梁書」「陳書」校定の序文、百衲本の「南齊書」

「陳書」「魏書」「周書」のはじめに見えた諸臣の序が、校定と刊行の經過を語っている。うち曾鞏の「陳書」にかぶせた序文には、館閣の本のみならず、京師及び州縣の藏書家の本をあまねく參照し、仁宗在位のさいごの年、嘉祐八年、一〇六三、に校定が完成したこと、またこの短い王朝の歴史も、人間への教訓として、「學者の考えざる可からざる所」を多量に含んでいることを、のべた上、この書が今はじめて人間に布くことにつき、

宋の興るに及びて已に百年、古文遺事、畢く講ぜざるは靡し。而うして始めて天下に盛行して、學官に列せらるるを得たり。其の之を傳うることの難きや又た此の如し。豈に遭遇は固より自のずと時有るに非らん哉。

と、感慨を發している。なお王鳴盛の「十七史商榷」には、これら南北朝の諸正史は、この時には刊行されず、ただ寫本によって各地方學校に分たれたのであり、南宋初、高宗の紹興十四年、一一四四に至って、はじめて刊行されたというが、それは誤りである。司馬光の「溫國文正公文集」六十三、「劉道原に與うる書」に、官板「正史」の校訂の疏漏さをいううちに、「宋書」を擧げて、次のようにいうからである。

又た校し得て絶えて精ならず。只ち沈約の叙傳の如き、數板を差却す。其の他は知る可き也。

「數板」の「板」とは、印刷された本のページを意味する語であり、「沈約の叙傳」は、いうまでもなく「宋書」の一卷である。

そうしてこれら正史の版本は、市販もされた。そのころの宰相であった蘇頌の逸話を、孫が記錄した「丞相魏公訓譚」卷九は、それを語る。四部叢刊續編景印本による。

祖父の擧に應ぜし年、元日に相國寺に遊ぶ。時に浙本の中字の前漢書方めて出づ。祖父戯れに之を撲し、錢五千十と爲せしに、三淳一擲して皆な紅なり。書を鬻ぐ者曰わく、未だ嘗って下けし所の金を領せずと。祖父遂に行きて取らず。衆も亦た皆な不平なりしが、然れども以謂えらく必ず大いなる喜慶有らんと。月を踰えて南廟の試に第一にて遂に科に登れり。

蘇頌は、慶暦二年、一〇四二、王安石と同年の進士である。進士及第にさきだってその年の元日、汴京のさかり場である相國寺の露店に、浙江新刊の「中字」の「漢書」がならんでいるのを、「撲賣」の賭けで買おうとした。「撲賣」とは、普通の賣値よりもずっと少い金を賭けて、銅錢三つを投げ、みな表が出れば賭け金だけで品物が手に入り、でなければ賭け金は返らぬという方法である。蘇頌の投げた錢は、みごと三つとも表がならんだが、商人は、賭け金をあずかっていないといい立てて、本を渡さない。見物の人人も、商人の不正直をなじったが、蘇はただ默って立ち去った。この陰德のむくいであろうか、翌月の禮部の試驗に及第したというのである。賭けの對象となった「漢書」を、「中字」とことわるのは、「漢書」の版本がすでに一種でなかったことを示す。且つあるいはそれは私家の版であったかも知れぬ。

六

要するに、印刷術の出現により、書籍の入手が、從前よりずっと容易になるという情勢が、歷史書についても例外でなかった。しかし北宋の時期には、なおそれに限界があったと思われる。北宋の版本は、今に遺存するものに見られるように、良質の大きな紙に、字の大なること錢の如し、銅貨ほどの字で印刷されているのが、しばしばである。印刷部數が多かったとは思われず、したがって價も廉であったとは思われない。蘇頌が「撲賣」の方法で「漢書」を得ようとしたのも、普通の方法では、貧書生の手に入りにくかったからも知れぬ。南宋以後の營利出版ならば、需要に應ずるだけの部數を、活潑にしたがって廉價に提供したであろうが、北宋の政府出版物は、部數においても、價においても、そうした活潑さをもたなかったであろう。ことに出版印刷についての係官が、宦官であったむね、ときどき「麟臺故事」に見えるのは、一そう事がらを複雜にしたであろう。たとえば、太宗の淳化年間、さいしよの「三史」の出版に際しては、諸臣の校定が終ると、「內侍の裴愈を遣わし、本を賞して杭州に就き鏤版す」といっている。文字を知らず、賄賂をむさぼりやすい宦官が、かかわっているのでは、一そう圓滿な流布は望めぬ。そうしてまた當時の濶大な版本の裝幀は、粘葉の蝴蝶裝

であって、ページがめくれる點、卷子本の不便は消失していたが、なお南宋以後の小型袋綴の「坊本」の如くには、貯藏と取り扱いに便利でなかった。せっかくの諸「正史」の版本も、一般の知識人にとっては、なお高根の花であったことは、ほかならぬ司馬光、「資治通鑑」の著者となった司馬光が、さきにも引いた劉道原すなわち劉恕あての書簡で、追憶を語ることによって、よく示される。

光は少時、惟だ高氏小史を得て之れを讀む。宋自り隋に訖る正史、幷びに南北史は、或いは未まだ嘗つて見るを得ず。或いは之れを讀んで熟せざりき。

「高氏小史」とは、歷代の簡約な通史であり、のち「資治通鑑」に壓倒されて亡び去った書であるが、それを讀むだけであり、「宋書」以下の諸「正史」は見たこともなかったと追憶した上、近ごろ「通鑑」の編修をはじめてから、はじめてそれらを讀み、うち李延壽の「南北史」が「佳史」であることを知ったという。そうしておなじ書簡の末の方には、また、いう、

今ま國家は正史を校定し摹印すと雖も、天下の人家、共に能く幾本か有り得ん。久遠ののちには必ず世に傳わらじ。

「摹印」とは印刷を意味する。近ごろはいろいろの「正史」の刊本が、國家事業としてできたけれども、流布はきわめて制限されているというのである。そうしてそのあとに、前に引いた「又た校し得て絕えて精ならず」云云と、官版の校定の不正確さへの不滿が語られている。

書簡は「通鑑」完成の前、神宗の初年のものであろうが、當時の情勢は、そのごとくであった。むろん專門家は別である。歐陽修の「集古錄」の六朝の石刻に對する跋は、おおむね仁宗の嘉祐、英宗の治平のころに書かれているが、「宋書」「南齊書」「梁書」「魏書」「北齊書」「隋書」が、自由に引かれている。それらの書の版本が出たか出ないかの頃であるが、彼はみずからも史官であり、政府の要人であるゆえに、それが可能であった。一般の知識人の場合、中國の過去を完全に知る方法は、北宋の開國一世紀をへてのちも、なお多くの點で、とざされていたのである。

七

以上のような狀態の中で、あるいはそうした狀態を承けて、司馬光の「資治通鑑」が、神宗皇帝の元豐七年、一〇八四、鬱然として出現したことは、まことに劃期的なことがらであった。それは神宗皇帝にたてまつった上表にいうように、「上は戰國に起こりて、下は五代に終るまで、凡そ一千三百六十二年、二百九十四卷」を、前後十九年の歲月をかけ、且つ政府から與えられた金と人と設備とを、司馬光が自由に使って編修したものである。そうして著者司馬光の誠實な人格が、すみずみにまでゆきわたり、「徧く舊史を閲し」、つまり見うる限りの資料を讀んで詳細に檢討したものであるゆえに、考證は周到に精密であった。また「旁ら小說をも採った」ゆえに、うるおいと精彩とを、その人格にふさわしい溫順で秩序ある文章に、添えるにやぶさかでなかった。著者が第一の讀者として期待した神宗皇帝は、撰進の翌年に死に、また皇帝の死によっておこった政局の變化から、むかえられて首相となった著者自身も、さらにその翌年、哲宗皇帝の元祐元年、一〇八六、世を去るが、二百九十四卷の書は、その生前すでに刊行が、攝政の太皇太后から勅令されていた。文集五十一「黃庭堅が同じく資治通鑑を校することを乞わんと奏する劄子」にそのことが見える。昨年九月以來、范祖禹と著者の子の司馬康とが、原稿整理の掛りを命ぜられているが、このたびこの書を國子監の出版とせよの勅命を蒙ったについては、范は昨年崩御の神宗皇帝の實錄檢討官となり、その方の職務が忙しいから、「通鑑」校正についての彼の職務を免じ、秘書省校書郎の黃庭堅が、好學有文であるのを、後任として頂きたいというのである。元祐元年その死にさきだつこと わずかの上奏文である。そうしてその年の九月一日の死のすぐあと、十月十四日には、「聖旨を奉じ、杭州に下して鏤版」されている。全部の刊刻が終ったのは、元祐七年、一〇九二であること、章鈺氏の「胡刻通鑑正文校宋記述略」に、黃庭堅の「劉道原墓志」を引くごとくである。ただし章氏が、國子監の刊本と杭州の刊本と、二つがあったと見るのは、正しくあるまい。國子監の出版として、杭州で開版されたのであろう。この第一次の刊本は、少くとも一部分が現存するらしく、私はその書景とおぼしき寫眞を、所持している。のち半世紀を經て、金軍が杭州に侵入したとき、「資治通鑑」

の版木をば、車に載せて去ったと、「金史」の赤盞暉の傳に見えるのも、すなわちこの時の版木であろう。要するに千三百六十三年間の通史は、單に著作されたばかりではない。ただちに印刷して世に示されたのである。

それはまことに空前の事がらといわねばならない。もしかつての司馬遷の「史記」が、彼の時代までの中國の歴史の全貌を國民に示したことを顧慮し、空前の二字を遠慮させるとしても、司馬遷以後千年にして、中國人は、みずからの民族の歴史の全貌、あるいは當時の意識としては人類の歴史の全貌を、ふりかえり得べき便宜を得たのである。六朝人も、唐人も、またこの書の出現するまでの北宋人も、もたなかった便宜を、得たのである。ただちにそれを責務とせずとも、その便宜を得たのである。「資治通鑑」という名は、直接には、君主の「治」を「資(たす)け」ようとするものであるけれども、司馬光の意圖は、ひろく知識人の讀書としたかったこと、いうまでもない。ここに知識人たちは、從來のように、「六經」と「史記」の内容は知っていても、それ以後の歴史には疎であり、斷片的な知識しかもち得ないという狀態から脱却しようとすれば脱却し得る便宜を、得たのである。現在の歴史家、ことに史料主義の歴史家が、この書について尊ぶのは、「唐紀」の部分が、すでに佚亡した諸資料を引用するため、この書でなければ知り得ない歴史事實があるのを、ことに珍重するからであるが、當時の人人にとっては、六朝の歴史も、この書以外には、知る便宜が乏しかったのである。というよりも、過去の時期のすべてを通じて、平均した緻密な知識を得べき書は、ほかになかったのである。

しかしながら、この書はすぐさま、人人によって愛讀されたようでない。人人は袤大な卷帙におそれをなすのみであったことは、元の胡三省が、著者司馬光自身の歎きを、「公自ずから言う、通鑑を修めて成るや、惟だ王勝之のみ借りて一讀す。他人は讀んで未まだ一紙をも盡くさざるに、已に欠伸して睡らんことを思う」と、引用しているのに、象徴される。また同時代の哲學者である程頤ら「道學」の徒は、文明の擔當者として自任し、司馬光と暗默に對立したが、この書の記載法が、必ずしも自己の主張する「道學」の規範に合しないのに、不滿をいだいた。昭和四十一年三月「展望」、拙稿「杜甫私記——元日」參照。「人に篤志力行して而かも道を知らざる者有り」、「學は則ち學を知らず」。みな「程氏遺

書」に見える司馬光への批評であり、「道」といい「學」というのは、程氏の主張する「道學」である。更にまた北宋の末年、新法黨人が政權の座に居、司馬光の政敵であった王安石の政策を「紹述」して、司馬光ら舊法黨人の著述を禁絶したときには、この書も厄を免れなかったであろう。はては史學一般の學習が禁ぜられるという愚擧が、いま一つの愚擧、やはり舊法黨人である蘇軾への反感から、詩作が一般に禁止されるというのと、あいともなったとさえいう。

事態は、十二世紀、南宋に至って、決定する。紹興三十年、一一六〇、史炤の「資治通鑑釋文」、淳熙元年、一一七四、袁樞の「通鑑紀事本末」、みな司馬光の書が一般の讀書となって行く過程を示すが、さいごの決定は、道學の大宗、朱子が、その「語類」のあちこちで語るように、廣汎な史學の知識を、「六經」への知識についで、あるいはそれと並んで、知識人必須の責務とし、資格とし、且つそのための教科書として、「資治通鑑綱目」を提供したことにある。朱子の主張は、以後の儒學によってずっと繼承されたのであり、「綱目」自體はあるいは閑却され、むしろ「通鑑」の原書を讀むべしというのにしばしば傾いたが、知識人の責務とすべき知識內容の、宋以前のそれに對する變革であることは同じである。餘波は日本の儒學にも及び、げんに清朝の儒學の末につらなり、江戸の儒學の末につらなる私ごときも、歷史學を專門としないに拘らず、「資治通鑑」を必讀の書と意識し、それを讀む時間を見つけるのに苦勞している。

なぜそうなったか。司馬光の書はなぜ出現し、朱子に至ってなぜ必讀の書となったか。この論文でのべたような外面的な便宜の問題だけでは、もとより充分な說明にならない。原因は、宋の文明がその新しい面の一つとして、過去の人間の生活を批判する態度を、從前よりも多くもったことにあると、私は考える。もし司馬遷にすでにそれがあるというならば、その復活である。態度は、「道學」の興隆と交錯しつつ發展したのであって、二程子ら北宋の「道學」の「通鑑」に對する多量の反撥と少許の同調とは、南宋の朱子に至り、多量の同調と少許の反撥となる。その經過をも考え記そうとして、私はこの稿をおこし、多少の準備もした。しかし紙數はすでに盡き、私と編修者に與えられた時間的な條件も、限界に達したようである。すべては他日を期することを許していただきたく思う。丙午三月八日更深。